平成２２年（再ロ）第１４号

盛岡市玉山区下田字生出63番地143

再生債務者　伊藤　一葉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月22日

盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１８年（再ロ）第２号

京都府舞鶴市字女布64番地57

再生債務者　國方　友敦

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成18年11月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年４月22日　京都地方裁判所舞鶴支部

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成23年４月１日

裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　竹﨑　博允

第31条第１項の表中「4.02/1,000」を「4.28/1,000」に、「8.04/1,000」を「8.56/1,000」に改め、同条第２項の表中「4.02/1,000」を「4.28/1,000」に改める。

別表中

「

東京高等裁判所支部	東京都千代田区 東京高等裁判所内	東京高等裁判所 知的財産高等裁判所
東京地方裁判所支部	東京都千代田区 東京地方裁判所内	東京地方裁判所、東京地方裁判所立川支部 東京地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会
東京家庭裁判所支部	東京都千代田区 東京家庭裁判所内	東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部

」を

「

東京支部	東京都千代田区 東京高等裁判所内	東京高等裁判所 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所、東京地方裁判所立川支部 東京地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部

」に改める。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

2　東京高等裁判所支部、東京地方裁判所支部及び東京家庭裁判所支部は、平成23年４月１日において廃止するものとし、これらの支部の一切の権利及び義務は、東京支部が継承する。この場合において、当該これらの支部の廃止に伴い、当該これらの支部が行うべき事務の処理は、東京支部において行うものとする。

3　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月七日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年三月二十五日
掲載頁　八十四頁（号外第六十号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年五月六日

東京都国立市泉二丁目一四番地の一
（甲）株式会社中商
代表取締役　中村　勝忠

東京都国立市泉二丁目一四番地の一
（乙）有限会社中村商事
代表取締役　中村　勝忠

合併公告

当社は、合併により株式会社ユー・エス・エス（住所愛知県東海市新宝町五〇七番地の二〇）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年七月一日であり、当社は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社ユー・エス・エス
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
株式会社ユー・エス・エス横浜
http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/yokohama/index.html
平成二十三年五月六日
横浜市鶴見区大黒町九番二〇号
株式会社ユー・エス・エス横浜
代表取締役　安藤　之弘

合併公告

当社は、合併により株式会社ユー・エス・エス（住所横浜市鶴見区大黒町九番二〇号）及び株式会社ＵＳＳ関西（住所大阪市西淀川区中島二丁目七番一〇六号）の権利義務全部を承継して存続し、株式会社ユー・エス・エス横浜及び株式会社ＵＳＳ関西は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年七月一日であり、当社は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社ユー・エス・エス
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
株式会社ユー・エス・エス横浜
http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/yokohama/index.html
株式会社ＵＳＳ関西
http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/kobe/index.html
平成二十三年五月六日
愛知県東海市新宝町五〇七番地の二〇
株式会社ユー・エス・エス
代表取締役　安藤　之弘

合併公告

当社は、合併により株式会社ユー・エス・エス（住所愛知県東海市新宝町五〇七番地の二〇）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年七月一日であり、当社は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社ユー・エス・エス
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
株式会社ＵＳＳ関西
http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/kobe/index.html
平成二十三年五月六日
大阪市西淀川区中島二丁目七番一〇六号
株式会社ＵＳＳ関西
代表取締役　安藤　之弘

合併公告

当社は、合併により株式会社ユー・エス・エス横浜（住所横浜市鶴見区大黒町九番二〇号）及び株式会社ＵＳＳ関西（住所大阪市西淀川区中島二丁目七番一〇六号）の権利義務全部を承継して存続し、株式会社ユー・エス・エス横浜及び株式会社ＵＳＳ関西は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年七月一日であり、当社は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社ユー・エス・エス
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
株式会社ＵＳＳ関西
http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/kobe/index.html
平成二十三年五月六日
大阪市西淀川区中島二丁目七番一〇六号
株式会社ＵＳＳ関西
代表取締役　安藤　之弘